

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場第9・10浄水池流量調節弁ほか整備修繕
- 2 業者名 株式会社クボタ建設 東京支社
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、浄水池への流入量調節弁、浄水処理水量の調節弁、洗浄水量調節弁並びにろ過池の流入及び排水に用いるゲートである。これらの弁及びゲートは浄水場のプロセス管理上重要な役割を担う設備であり、設備に不具合が生じた場合、浄水処理水量が制限される、ろ過池の運用ができなくなるなど、浄水処理に多大な影響を与える。
本修繕は、機器の構成部品を交換し、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行うものであるが、交換部品は製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、製造元である株式会社クボタから対象機器のメンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場消石灰循環ポンプ整備修繕
- 2 業者名 ラサ商事株式会社 札幌支店
- 3 特定理由

本修繕の対象機器は、凝集pH調整剤の消石灰を貯蔵槽から注入槽へ移送するために設置されているポンプ設備である。修繕内容は、対象機器の分備整備及び部品交換、動作状況など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。本修繕の実施にあたっては、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、製造元のみが保有する設備独自の設計データと、専門的な整備技術がなければ機器の機能回復は確保できない。上記業者は、対象機器の製造元である大平洋機工(株)から対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。